

農業・商業

農業委員会 Tel.0254-27-1964

産業観光課 Tel.0254-27-1953

農地

農業委員会

■農地の売買と転用

農地に次のような移動があるときは、農地法による許可などが必要です。

- ・農地を農地として、売買（贈与）または貸借するとき
- ・農地を農地以外の目的で、売買（贈与）または貸借するとき

*許可などの申請手続き

申請手続きに関しては、事前に農業委員会事務局へご確認ください。申請書類などについては町ホームページからダウンロードできます。

許可申請書の締切日は、原則として毎月10日（休日などの場合は前日）になっていますので、期日を厳守してください。市街化区域内農地の転用届け出および相続の届け出については、随時受け付けします。

*標準処理期間

農地法許可事務にかかる標準処理期間は概ね30日間です。ただし、案件の内容や他法令の許認可の状況によっては処理期間が30日を超える場合があります。

*農業委員会総会

毎月25日（休日などの場合は直近の平日）を基準日に開催されます。総会では許可などの審議が行われます。審議された内容は議事録で閲覧できます。

農業・林業

産業観光課

■農業振興事業

*事業名 農林水産振興事業

目的 農業経営体が規模拡大や生産コスト低減に必要な機械・施設の条件整備を行うことにより、所得の向上と安定した農業経営の確立を図る。

内容 農業機械・施設整備費の一部助成

*事業名 遊休農地対策事業

目的 概ね2年以上耕作されていない農地の解消を図り、良好な農地の保全・確保と有効利用を図る。

内容 遊休農地を取得（賃貸）する者または地区協議会（遊休農地所有者を含む3戸以上）へ解消に要する経費の一部助成

*事業名 水田農業確立対策事業（令和2年度まで）

目的 地域などの特性を生かした生産性、収益性の高い転作作物への作付を誘導し、組織化と栽培技術などの確立を図る。

内容 農家による売れる作物を作付し推進する経費の経費の一部助成

*事業名 農産物加工センター運営事業

目的 農産物加工品の研究・施策、製造・販売を促進し、特産品づくりを支援する。

内容

1. 指定管理者 聖籠地場物産株式会社
2. 加工室 漬物、味噌、餅（菓子）、米粉、包装の5作業室
3. 利用料金 各室半日1,100円（消費税込）
4. 開館時間 午前8時30分～午後5時30分
5. 利用対象者 町内に住所を有する個人、町内に住所を有する個人が1/2以上加入し組織する任意団体
6. 利用申込み 利用期日の3か月前～7日前

*電話番号 0254-20-7212

■農業融資

農家が農業経営の改善、近代化のため農業生産設備などの新設、改良や農機具、生産資材などを取得する場合、次のような制度融資を利用することができます。

*農業近代化資金

農業施設や農業用機械を取得し、生産向上を図るための融資制度です。規定要件などを満たしている農家であれば、低利な借入ができます。

*農業改良資金

農業改良普及センターなどの指導のもとに、新技術の導入、新たな農業部門や加工などのチャレンジ性のある取り組みに必要な資金が対象です。無利子で借入ができます。

*農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者が経営改善を行う上で必要となる長期資金の融資が対象で、該当者は低利な借入ができます。

■農業振興地域とは

市街化区域を除くほとんどが農業振興地域に指定されています。そのうち特に農業振興を図っていく地域として、農用地区域を指定しています。

農用地区域では、原則として農業目的以外では利用できません。

■認定農業者制度

町が策定した「基本構想」に基づき、農業経営の目標を設定し、経営の改善を計画的に進めようとする農家の『農業経営改善計画』を町が認定し、この計画が確実に達成されるよう支援策などを実施し、担い手確保・育成を図る制度です。

なお、認定申請書の受け付けは、農業委員会で行っています。

■伐採届・林地開発許可申請

県が策定する地域森林計画の対象となる民有林（保安林を除く）の立木を伐採する場合には、あらかじめ町に伐採届を提出しなければなりません。

また、開発面積が1haを超える場合は、県の林地開発許可が必要となります。

■森林の土地所有者届出制度

森林の土地所有者が相続などにより変更した場合は、町に届出が必要となります。

■松くい虫被害木伐倒駆除（くん蒸）処理補助金

聖籠町森林整備計画で指定された保全すべき松林以外の土地（宅地など）において、松くい虫被害木の伐倒駆除（くん蒸）を行った方に、35,000円を限度に補助対象経費の2分の1の補助を行います。

詳しくは、役場産業観光課にお問い合わせください。

商業

産業観光課

■中小企業のための融資制度

町の中小企業の育成振興を図るため、制度融資を設けています。詳しくは、役場産業観光課にお問い合わせください。

資金名	貸付限度額	貸付期間
地方産業育成資金	1000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内
中小企業振興資金	400万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内
中小企業不況対策特別資金	1000万円	運転資金6年以内

■小規模企業のための助成制度

* 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金

町では、小規模企業（従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下））の起業・創業を支援するため、助成制度を設けています。法人の設立による場合は30万円、それ以外の場合は10万円を限度に補助対象経費の2分の1以内の補助を行います。

詳しくは、役場産業観光課にお問い合わせください。

ふれあい農園

産業観光課

土とふれあい野菜や草花を栽培することによって、農業への理解を深めてもらうことを目的としています。

* **利用期間** 毎年4月1日～翌年3月31日
(更新手続きにより継続利用可)

* **利用対象者** 町内・町外問わずどなたでも利用できます。

* **利用申込** 役場産業観光課で申し込みを受け付けます。

* **利用料金** 1㎡あたり年間150円

農園の標準貸出農園（1区画30㎡～48㎡、全93区画）と車イス用プランター（車イス利用者専用、1区画3㎡～4㎡、全5区画）

交流館『杜』

産業観光課

住民の交流施設および情報発信施設として、和室や茶室などを備えた交流館を運営しています。各種団体の会合、また、町民会館・野球場・テニスコートなどへお越しの際には交流・研修・休憩などにご利用ください。

* **所在地** 聖籠町大字諏訪山1280

* **利用申込** 町民会館で申し込みを受け付けます。

* **利用料金** 無料

* **利用時間** 午前9時～午後9時30分

* **休館日** 毎週月曜日および年末年始（12/29～1/3）

